

石綿事前調査結果報告制度における取組事例 ～建設リサイクル法の届出台帳との突合～

中部健康福祉センター ○小澤匡宏、勝沢めぐみ、堀池利行

1 概要

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策の強化を目的として、大気汚染防止法が改正され、一定規模以上の解体等工事（表1）において、元請業者等は石綿含有建材の有無にかかわらず、石綿の事前調査結果を都道府県等へ報告する制度が令和4年4月1日に施行となった。

施行から1年が経過したが、報告件数は当初の予想件数と比べて低調となっている。そのため、建設部局に提出される建設リサイクル法（以下、建リ法という。）に基づく届出台帳と突合することで未報告者を把握し、指導を行ったところ、報告率の向上に一定の成果が認められたので、その結果を報告する。

<表1：大気汚染防止法における石綿事前調査結果報告対象工事の規模基準>

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の改造・補修工事(リフォーム等)	請負代金の額 ^{※2} 100万円 以上
工作物 ^{※1} の解体・改造・補修工事	請負代金の額 ^{※2} 100万円 以上

※1 環境大臣が定める工作物に限る。(ボイラー、焼却設備、配管設備、配電設備等)

※2 請負代金の額には消費税を含む。(事前調査の費用は含まない。)

2 石綿事前調査結果報告の確認事務

元請業者等による石綿事前調査結果報告は、原則、国が整備した「石綿事前調査結果電子報告システム（以下、石綿システムという。）」により行われ、県の業務としては、報告の受付、報告に基づく立入検査等がある。報告の受付については多数の報告件数が見込まれたことから、令和4年度から会計年度任用職員1名が各健康福祉センターに配置された。

(1) 石綿システムで報告された内容の確認方法

石綿事前調査結果報告の確認は週1回行った（50件程度/週）。石綿システムの入力データは項目数が多く、全ての項目を確認するのは困難であるため、静岡県ではチェックする項目を限定して確認することとしている。そのため、入力内容の確認資料として、チェックする項目を絞るために表計算ソフトで確認用のシート（表2）を作成した。

石綿システムから出力したCSVデータを確認用シートに貼付け、表示項目に不備があった場合はメール等で指導を行った。また、確認用シートは課内供覧して報告状況の情報共有にも活用した。

(2) 指導用メール定型文の作成

パターン化できる指導事項については、メール定型文を作成し、会計年度任用職員がメール文を作成する仕組みを導入した。さらに、職員の異動に対応できるように利用マニュアルを作成した。

<表2：表計算ソフトの確認用シート（CSV出力データを貼付け、入力項目をチェック）>

ステータス	申請番号	申請日	元請事業者の名称	元請事業者の代表者の氏名	解体等工事の場所	解体等工事の実施の期間開始	解体等工事の実施の期間終了	建築物などの設置の工事に着手した年月日	書面による調査及び目視による調査を行った者		
									氏名	講習実施機関名称	登録区分
申請済み	230061----	2023/10/22	〇〇静岡株式会社	〇〇太郎	静岡県藤枝市藤岡〇-〇	2023/11/9	2023/11/30	1993/10/19	〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇機構	一戸建て等
申請済み	230062----	2023/10/21	〇〇静岡株式会社	〇〇太郎	静岡県藤枝市南駿河台〇〇	2023/11/10	2024/4/30	2012/12/28	〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇機構	一戸建て等
申請済み	230063----	2023/10/21	〇〇リフォーム株式会社	〇〇太郎	静岡県焼津市大村〇-〇	2023/12/8	2023/12/12	不明	〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇機構	一般
申請済み	230064----	2023/10/21	〇〇東海株式会社	〇〇太郎	静岡県島田市南〇-〇	2023/10/23	2023/10/30	2006/4/29	〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇機構	一戸建て等
申請済み	230065----	2023/10/21	〇〇東海株式会社	〇〇太郎	静岡県島田市旭〇丁目〇-〇	2023/10/23	2023/10/24	2016/6/26	〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇機構	一戸建て等

3 建り法届出等受付管理台帳との突合（令和5年度から）

石綿事前調査結果報告と建り法の届出対象規模に共通する部分があるため、建り法届出等受付管理台帳（以下、建り法台帳という。）の内容と石綿システムの報告内容を突合して、石綿事前調査結果報告の実施状況を調査した。

今回の取組では、両法律の対象工事の規模基準が共通する、建り法台帳の「建築物の解体工事（床面積の合計 80 m²以上）」及び「建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）（請負代金の額 1 億円以上）」に限り、相互チェックすることとした。

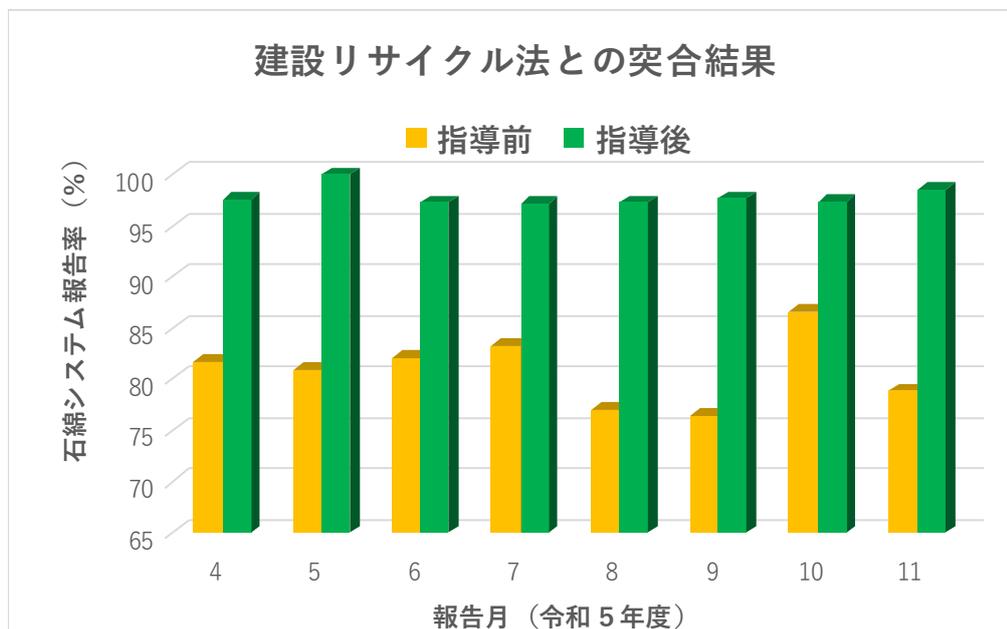
建り法台帳は、県内建設部局が作成した一覧表を県庁廃棄物リサイクル課が取りまとめ、県庁生活環境課を経由して各健康福祉センターに月 1 回、情報共有されるため、突合作業は毎月実施することとした。

4 結果

(1) 建り法台帳との突合結果

建り法の届出工事の 70～80% に石綿システムでの報告があった。未報告であった約 30% の事業者については、電話、メール、FAX 又は文書通知により、指導を行った。さらに、未報告事業者のうち、電話連絡等によっても連絡が取れない事業者について工事現場への立入検査を実施して指導を行った結果、95% 以上の事業者から報告が実施された（図 1）。

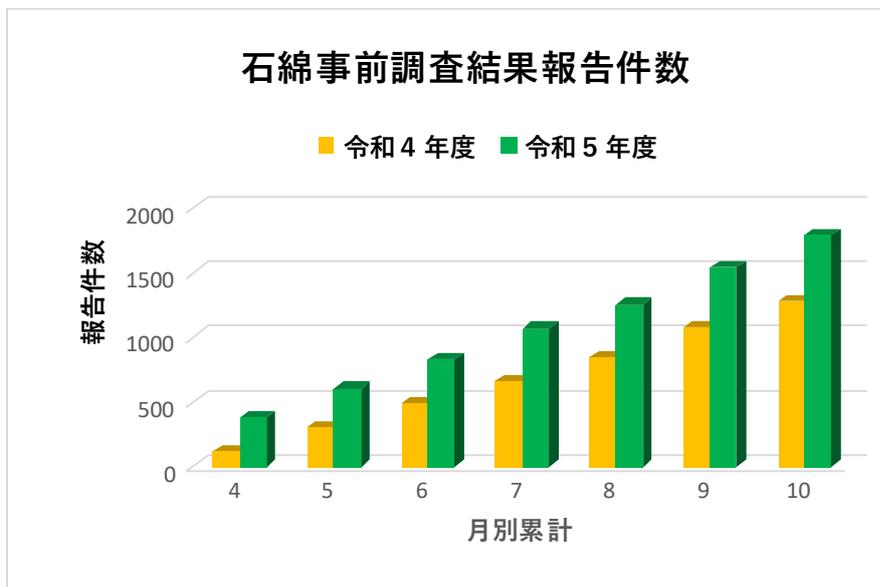
<図 1>



(2) 石綿事前調査結果報告件数の推移

今年度の報告件数を前年度同期と比較したところ、前年度から約 1.5 倍の増加が見られた (図 2)。

<図 2>



5 考察

石綿事前調査結果報告の確認事務では、当初、電話をかけて事業者の担当者に修正依頼をしていたが、担当者につながるまで時間を要するため、メールによる修正依頼に変更した。さらに、メール文書の定型文を作成したことで、修正依頼に要する時間は導入前よりも短縮することができた。結果として、報告書收受から審査及びメール指導までに要する時間は、当初の時間から大幅に短縮することができた。

建り法台帳と突合した結果、約 70% の事業者は石綿事前調査結果報告を実施していた。更に未報告者への指導により、95% 以上の事業者の報告が確認できた。未報告者の多くは、個人宅の解体を中心に行っている小規模な事業者であり、電子申請に不慣れなため、対応に時間がかかる場合が多く見られた。

今後の課題として、小規模事業者は大気汚染防止法に触れる機会が少なく、法令への理解が不十分な場合があるため、周知方法を検討する必要がある。また、電子申請に不慣れな業者は、リーフレット等の案内だけでは理解することが難しい場合が多いため、サポートやフォローの仕組みの拡充を図る必要があると感じた。

本取組により解体業者にはある程度、法制度が浸透していることは分かったが、当課でリフォーム業者から聞き取った話では、リフォーム業界全体として周知が不十分との声もあった。今回の取組で突合した建り法の届出台帳では対象規模が異なるため、リフォーム業者に未報告者がどの程度存在するのか把握できないことから、更なる検討が必要である。

石綿事前調査結果の報告制度が開始されてから 1 年以上経過し、今年度の報告件数は、前年度の約 1.5 倍に増加した。他自治体においても建り法の届出状況との突合は行われており、効果的な取組方法と考えられる。今後も未報告者等の把握を継続しつつ、法令遵守の徹底を図っていきたい。